

県北広域振興局長告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年5月9日

県北広域振興局長 佐々木 哲

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200172	多機能型事業所きらぼし	二戸郡一戸町中山字大塚265番地20	令和7年4月30日